

議案第39号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月22日

三朝町長 吉田秀光

平成14年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和34年三朝町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第7項の規定に基づき、次の課を置く。 総務課 税務課 財務課 町民課 <u>企画観光課</u> 農林課 建設課 水道課	第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第7項の規定に基づき、次の課を置く。 総務課 税務課 <u>企画課</u> 町民課 <u>観光課</u> 農林課 建設課 水道課
第2条 略	第2条 略

